

環境省「令和 2 年度 中小企業の中長期の削減目標に向けた 取組可能な対策行動の可視化モデル事業」

公募要領

1. 背景及び目的

パリ協定において企業等の非政府主体における排出削減が求められたことから、グローバルに活動を行う大企業を中心にパリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の排出削減目標を設定する Science Based Targets(以下、SBT という。)等の脱炭素経営の取組が広がっており、環境省では企業別の SBT に係る目標設定支援やサプライチェーン全体の排出量の算定の支援を行い、脱炭素経営の支援を行っています。

一方で、SBT 等の国際イニシアティブは、パリ協定という世界・社会全体のニーズから逆算した目標を設定するため、現在企業が積み上げられる排出量削減の方法、取組計画との間にギャップが生じる恐れがあり、その差を埋めることが企業の更なる野心的な目標の設定と、削減取組の実践を促進させるうえで重要となります。また、これらの動きに対応するためには、大企業のみならず、サプライヤーである中小企業の脱炭素経営の推進が必要です。

そのため、本事業は SBT 等の目標を設定している中小企業において、2025~30 年頃の削減目標に向けた中長期の削減ポテンシャルの診断を実施し、中長期の削減目標に向けた中小企業が取組可能な対策行動の可視化を促進することを目的とします。

つきましては本事業へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本事業に関する運営は、環境省から委託を受けた「株式会社三菱総合研究所」が事務局となって実施いたします。

2. モデル事業の内容

(1) 参加形態

本モデル事業への参加形態は、以下の 2 つのタイプをいずれかをお選びください。本支援により得られるアウトプットをより重視させる観点から、タイプ B で応募いただいた場合は、優先いたします。(いずれのタイプも申請者は中小企業とします。)

- タイプ A: 既に SBT または SBT に準じた中長期目標 (RE100 等) を設定している、もしくは、今後設定を検討している中小企業の単独参加
- タイプ B: 中小企業が大企業・金融機関・自治体等と連携して参加

タイプ A についても、モデル事業の参加にあたって連携を希望する主体 (大企業、地域の金融機関、地方自治体等) がある場合は、申請書に連携先候補をご記入下さい。タイプ B については本事業に連携する旨の了承を申請時点までに得るようにしてください。なお、タイプ

Bにおいても支援の中心は中小企業であり、連携先との関係では、連携における課題の解決策の検討が主な支援内容となることにご留意頂ければ幸いです。

(2) 支援内容（例）

本事業では、中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化に向けて、以下のようなアウトプットの作成支援を行います。実際の支援内容については事務局と相談の上、決定します。

表 モデル事業のアウトプット（例）

アウトプットの種類	備考
削減計画	省エネや電化、再エネ導入による対策の実施時期及び削減量を推計し、取組のロードマップを示します。その際、省エネ・電化に係る更新設備の仕様を明示します。
再エネ調達方法の特定	小売電気事業者からの再エネ電力メニュー購入のほか、地域資源の活用可能性を踏まえつつ、再エネの導入量や設置スペース、投資資金の有無等を勘案して、最適な再エネの調達方法を提案します。
資金計画（キャッシュフロー表）	省エネや電化、再エネ導入に係る費用対効果として、キャッシュフローへの影響を試算します。可能な場合には、企業財務への影響評価も行います。
製品のカーボンフットプリント	大企業（取引先）への情報提供を想定し、代表的な製品を取り上げ、製品1単位当たりのCO2排出量（Scope1/2）を推計します。

(3) 標準的な実施フロー・スケジュール

本事業における標準的な実施フロー・スケジュールを示します。実際の進め方については事務局と相談の上、決定します。

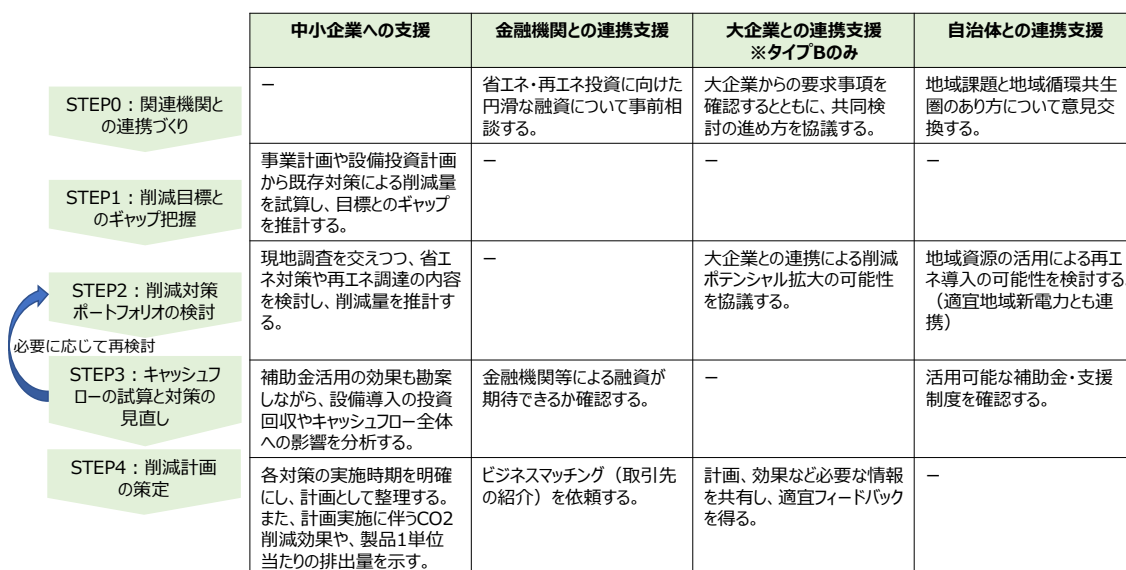


図 モデル事業の標準的な実施フロー

表 モデル事業の標準的な実施スケジュール

	中小企業	金融機関	大企業 ※タイプBのみ	自治体
10月	<ul style="list-style-type: none"> キックオフ〈STEP0、STEP1〉 <ul style="list-style-type: none"> 目標設定状況の確認 既存計画とのギャップ把握 進め方の相談（現地調査を行う拠点、重点検討事項など） 	<ul style="list-style-type: none"> 融資の事前相談 	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項の確認 共同検討の進め方の協議 	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換（地域課題と地域循環共生圏のあり方について）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査〈STEP2〉 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査（設備の導入状況、エネルギー管理状況等） 現場実査（ヒアリング及び計測によりエネルギー消費実態を把握） 削減対策の方針に関する議論 	—	<ul style="list-style-type: none"> 連携による削減ポテンシャル拡大の可能性を協議 	—
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回打ち合わせ〈STEP2〉 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ余地・再エネ調達量の推計 削減対策に係るコスト概算 設備仕様の検討 再エネ調達方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 融資のフィードバックに関する相談 	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の活用による再エネ導入の可能性を検討（適宜地域新電力とも連携）
1月 ／ 2月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回打ち合わせ〈STEP3、STEP4〉 <ul style="list-style-type: none"> 削減計画原案等、アウトプットの提示 政策提言に関するヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスマッチングの依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画に対するフィードバック 	<ul style="list-style-type: none"> 活用可能な補助金・支援制度を確認

(4) 支援の進め方

企業への支援は、三菱総合研究所及び提携先（一般財団法人省エネルギーセンター）が共同で行い、各企業につき3名程度のコンサルタントが担当します。

支援にあたっては、(2)の各ステップにおいてコンサルタントが参加企業の本社や事業所、あるいはウェブ会議等で面談し、ブレストや調査分析結果の提示等を行います。（打ち合わせで積み残した検討課題は、後日フォロー致します。）

(5) 応募条件

- 本モデル事業の結果を踏まえて、環境省は中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化のためのマニュアルを作成する予定であり、モデル事業における検討過程や結果について、事例として当該マニュアルへ掲載することに協力す

ること。(ただし、企業の秘密情報の開示を求めるものではありません。)

- SBT 認定について、認定の取得、認定の申請、コミット等の状況の変更があった場合は、速やかに事務局に報告すること。

(6) 募集期間

令和2年9月28日(月)～10月16日(金)

(7) 応募手続き及び参加企業の採択

1) 応募手続き

モデル事業への参加を希望する企業は、申請書に必要事項を記載し、押印の上、PDF化したファイルを提出期限までに三菱総合研究所へメールにて提出してください。提出された申請書は本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせて頂く場合がございます。

2) 申請書提出先

E-mail : moe_sbt_support@ml.mri.co.jp

3) 採択基準と採択企業数

応募条件を満たしている企業のうち、申請内容や業種、企業規模等を総合的に考慮し、10社程度を採択いたします。

(8) 免責事項

- 1) 本事業は、三菱総合研究所及び提携先(一般財団法人省エネルギーセンター)が実施する。申請書を提出した企業は、本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか三菱総合研究所及び提携先において共有されることに同意すること。
- 2) 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること。
- 3) 本事業に参加する企業は、環境省 WEB サイト等において支援事業の参加企業として公表する。
- 4) モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及び三菱総合研究所に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする(複製、改変に関しては自己利用のみ可能)。
- 5) 本事業において、環境省及び三菱総合研究所に提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及び三菱総合研究所と提

携先が使用することに同意すること。

- 6) 必要に応じて、三菱総合研究所及び提携先と秘密保持契約を締結した上で本事業に参加することができるが、契約書の文言については三菱総合研究所が提示するフォーマットをベースに協議の上決定すること。
- 7) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- 8) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとす。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

(9) お問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所(令和2年度中小企業の中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化モデル事業 事務局)

E-mail : moe_sbt_support@ml.mri.co.jp